

## インフルエンザ経過報告書の提出について

インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。

こども家庭庁が定める「保育所における感染症対策ガイドライン」では、お子さまができるだけ早く回復するとともに、周囲への感染拡大を防ぐため、登園のめやすを発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまでとしています。

インフルエンザと診断を受けた場合は、医師の指示のもと十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、お子さまが回復し登園する際には、保護者の方が下記の「インフルエンザ経過報告書」を記入し、施設に提出してください。

## インフルエンザ経過報告書

1. 園児名: \_\_\_\_\_歳児クラス

2. 診断名: インフルエンザ ( A · B )

※いずれかに○をつけてください。

3. 受診した医療機関名: \_\_\_\_\_

4. 受診日: 令和 年 月 日

5. インフルエンザ発症後の経過 ※(1), (2)どちらも記入をお願いします。

(1) 発症から5日を経過した日

※発症日(0日目)は医師の指示のもと記入してください。

| 発症日=0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 月 日     | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 |

登園不可 ← → 登園可能

(2) 解熱から3日を経過した日 ※解熱日(0日目)は平熱に戻った日です。

| 解熱日=0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 |
|---------|-----|-----|-----|-----|
| 月 日     | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 |

登園不可 ← → 登園可能

(3) 登園可能日: 令和 年 月 日

※(1)(2)のうちの遅いほうが登園可能日です。

6. 特記事項(他の感染症の併発など): \_\_\_\_\_

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日 保護者氏名 \_\_\_\_\_